八幡事業所 Tel.Fax 672-7595
sawayaka@eagle.ocn.ne.jp
小倉事業所 Tel.Fax 647-3210
sawayakakokura@violin.ocn.ne.jp
HP:http://www.npo-sawayaka.net/

さわやか

2022年9月28日
第３０８号

発行者
特定非営利活動法人
通院介護センター
さわやか

安全運転管理者によるドライバーへの アルコール検知器使用の義務化延期へ

二〇二二年四月より安全運転管理者の業務が拡充されました。これにより、現状、安全運転管理者に対し、運転者の酒気帯びの有無について「目視等」での確認と一年間の確認記録保存が義務づけられています。これに伴い、二〇二二年十月からはアルコール検知器使用の義務化が予定されていましたが、施行時期が延期されることが警察庁より発表されました。

アルコール検知器使用の義務化が延期

二〇二二年四月より、改正道路交通法施行規則が順次施行され、安全運転管理者によるドライバーの酒気帯び確認の有無の（アルコールチェックの義務化）が義務付けられました。

これは二〇二一年六月に千葉県八街市で発生した飲酒運転のトラックによる児童五人の死傷事件を受けて、道路交通法施行規則（第九条の十「安全運転管理者の業務」）が改正されたためです。

それに加え当初は、二〇二二年十月一日からアルコール検知器を用いたアルコールチェックの義務化が予定されていました。

しかし、二〇二二年七月十四日に警察庁は検知器を用いたアルコールチェックの延期の検討を明らかにし、同時にパブリックコメントの募集を開始しました。

二〇二二年四月一日より安全運転管理者が目視等により、運転者の酒気帯びの有無について確認することが義務化されています。

これについての延期は検討されておらず、従来通り安全運転管理者はアルコールチェック業務を履行する必要があります。

今回、延期が発表されているのはアルコール検知器を使用した酒気帯びの有無の確認業務です。

パブリックコメント

国の行政機関が政令や省令等を定めようとする際に、事前に、広く一般から意見を募り、その意見を考慮することにより、行政運営の公正さの確保と透明性の向上を図り、国民の権利利益の保護に役立てること

延期が発表された背景とは？

警察庁はパブリックコメントの募集開始に際して、二〇二二年十月一日に施行予定であった道路交通法施行規則の改正延期の理由について左記のように記載しています。

「最近のアルコール検知器の供給状況等を踏まえ、当分の間、安全運転管理者に対するアルコール検知器の使用義務化に係る規定を適用しないこととする」

アルコール検知器に利用される呼気中のアルコールを感知するセンサーは、電気化学式（燃料電池式）と半導体式という方式が用いられており、半導体が重要な役割を持っています。

折からの世界的な半導体不足は日本国内のアルコール検知器メーカーにも大きく影響を与えており、主要製造メーカーで構成されるアルコール検知器協議会は「半導体不足などから、二〇二二年十月一日までに市場が求める台数の確保は不可能」とする意見書を警察庁に提出していました。

（インターネットより参照）

北九州市の旦過市場で再び火災

八月十日午後八時五十五分ごろ市場の中にある飲食店から出火し消防に通報がありました。

今年四月の大規模火災に続き二度目の大火となりました。

この火災で四十五店舗が焼け出され消失面積と共に四月の火災を上回りました。

その中には、「小倉昭和館」という、八十年以上の歴史があった老舗映画館も全焼してしまいました。

今月七日からがれきの撤去作業が始まりました。

がれきの量は四月の火災の1.5倍にあたる約一五〇〇トンに上るとみられ、十月末までの撤去完了を目指しています。

北九市民の台所として愛されてきた旦過市場が二度に亘る大火に北九州の市民はもちろん、多くの方々が落胆しましたが、再び再建を目指して動き出しています。

しかし多くの困難が待ち受けていることも事実です。

心が折れ、気力も体力もなくなってしまったという店主の方々の声も聞こえてきます。

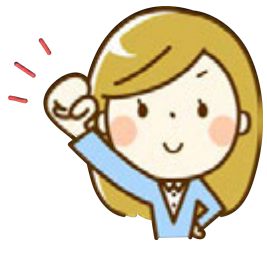

今後私たちに何ができるか考え、少しでも応援して行きたいと思います。

がんばらんないけんっちゃ！

旦過市場！

「さわやか」の今後の方針として

「さわやか」では、道路交通法施行規則の改正に伴い、二〇二二年十月一日より、送迎の前後に運転者がアルコール検知器を用いて酒気帯びの有無の確認を行う予定でしたが、警察庁より延期の通達がありましたので、現在、活動していただいているボランティアの皆様には通達があり次第、アルコール検知器をお渡しいたします。

時節柄いろいろボランティアの皆様にはお手数をおかけしますが、ご協力の程よろしくお願いいたします。

Dr.江頭眞紀子氏による とっておきのお話しPart③

今回は、前回に引き続き公益財団法人健和会 健和会京町病院の医師であり、「さわやか」の名誉顧問でもある江頭眞紀子先生からとっておきのお話を提供していただきましたので、ご紹介します。

道草

公益財団法人健和会　健和会京町病院
医師　江頭　眞紀子

私が育ったのは東京都板橋区。

「東京のご出身なんですか！」

みなさん私を都会育ちと思うらしいのですが、なんの私が育ったころの東京都板橋区は、家の前の道を荷馬車が通っていたのですよ。

しばしば道に馬糞が落ちていて、踏まないように道を横切るのに苦労しました。

木造家屋が建てこんで、町工場がガチャンガチャンという機械の音をひびかせ、どぶ川には異様に赤い水が流れていて、たしかに町なかだったのですが。

ある時は電信柱に牛がつながれていました。

近所の悪ガキどもが、しのびよってチャンバラごっこの竹の棒で牛をつんつんしていると、牛飼いのおじさんが「こらあっ」と怒ってかけてきて、ガキどもは逃げ散るのでした。

あとになって、なんであそこに牛がいたんだろうと不思議に思いましたが、母親が言うには、「あれは運送屋さんの牛なのよ」

車が少ない時代、まだ荷役に牛や馬が使われていたのです。

たまに車が通ってもオート三輪ぐらいで。

一九七〇年代の宮崎県では、まだポニーのひく馬車がロバのパンを売っていたっけ。

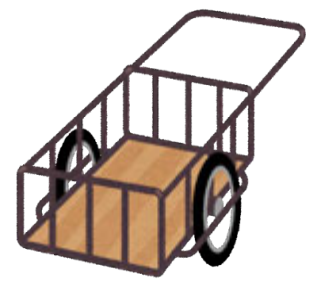

思い出すのはミヤコ蝶々さんと南都雄二さんが司会をしていた夫婦善哉（みょうとぜんざい）。

荷車引きのおじいさんのご夫婦の話。

仕事を終えて荷車を牛に引かせて帰る途中、牛が居酒屋の前で立ちどまるのだそうです。

「牛が、だんさん一杯呑んでいけっちゅうんやもん、呑まんわけにゃいかんわなあ」

そこで店に入って一杯、いや何杯も呑んで、荷車の荷台でごろっと寝てしまうのですが、牛がちゃんと家まで連れて帰ってくれるのだそうです。

ある時、海辺の観光牧場で乗馬体験をしました。

おとなしい馬で、あやつらなくてもポクポクと馬場を何周かしてくれたのですが、では浜辺に行きましょうと言うことになって、馬場から道路に出た時、インストラクターが言うのです。

「しっかり歩かせないと道草を食いますからね」

なんのことかと思う間もなく、馬は立ちどまって道端の草をムシャムシャ食い始めてしまったのです。

手綱を引いても腹を蹴っても言うことをききません。

すっかりなめられてしまったようです。

道草を食うとは、文字通りこういうことだったのです！

道草を食ってはいけませんよと言われながら、学校の帰り、道ばたのアカマンマの花を摘んだりして遊び遊び帰ったので、そういうことだと思っていたのですが。

そしてふいに気がつきました。

おじいさんの牛はただの習慣で居酒屋の前でとまって、かしこくおとなしくおじいさんが出てくるのを待っていたのではなかったのです。

そこでとまればたっぷり道草を食うことができるからだったのですね。

日頃から防災について備えよう

～9月1日は防災の日～

九月一日は防災の日です。

また、この日を含む八月三十日から九月五日を防災週間としています。

防災の日は**『台風や高潮、津波、地震等の災害について認識を深め、それらの災害について大暑する心構えを準備するため』**として、制定されました。

一九二三年九月一日午前十一時五十八分に発生した関東大震災の死者行方不明者十四万人以上とされる惨事を教訓として、防災の意識を高めるために政府が一九六〇年に制定し、毎年全国で防災訓練が行われます。

また、制定される前年の一九五九年九月二十六日に紀伊半島に上陸した伊勢湾台風は東海地方を中心に死者行方不明者五千人をもたらしました。

秋は台風が本州に接近しやすい時期であり、近年は局地的な豪雨が増加傾向であるため、日頃から防災について意識し、備えておく事が必要です。

（インターネットより抜粋）